

桑名市告示第133号

桑名市「実感」手元に現金5000円お届け事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市「実感」手元に現金5000円お届け事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、食料品及び光熱費の上昇等、暮らしの様々なところに物価高騰の影響が市民生活に及んでいることに鑑み、市からの支援を市民一人ひとりが「実感」できる形で迅速に届けることを目的として実施する桑名市「実感」手元に現金5000円お届け事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 事業において市から贈与される現金5,000円をいう。
- (2) 基準日 令和8年3月1日をいう。
- (3) DV避難者 配偶者その他の親族からの暴力等を理由に、住民票を移すことなく他の市区町村から市に避難している者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、桑名市とする。

(支給対象者)

第4条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第9条に規定する支給通知書を発出する前に死亡した者は、支給対象外とする。

- (1) 基準日において、市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 平成19年4月1日以前に生まれた者
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、DV避難者については、基準日において市の住民基本台帳に登録されていない場合であっても、別に定める申出手続を経て、市内において生活している実態が確認できるときは、支給対象者とみなすことができる。

(支給額)

第5条 支給額は、支給対象者1人につき5,000円とする。

(給付金の性質)

第6条 給付金の支給は、市が支給対象者に対して金銭を無償で給付する民法(明治29年法律第89号)第549条に規定する贈与契約に該当するものとする。

2 前項の契約は、市が第9条に規定する支給通知書を発出した後、次に掲げるときに成立したものであるものとする。

- (1) 次条第1号の支給の方式 支給対象者が現金書留を受領したとき。
- (2) 次条第2号の支給の方式 支給対象者がオンライン上で受領に必要な手続を行ったとき。
- (3) 前2号のほか、支給対象者が受諾の意思を明示したと認められるとき。

3 給付金は、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号）の規定に基づき、差し押さえることができず、かつ、所得税その他の租税を課することができない（非課税）ものとする。

(支給の方式)

第7条 給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 昭和31年3月2日以前に生まれた者 現金書留による郵送
- (2) 昭和31年3月3日以後平成19年4月1日以前に生まれた者 セブン銀行ATMでの受取
- (3) 前2号の規定により受け取ることが困難な事情があると市長が認める者 口座振込

2 前項第3号の口座振込により支給する場合、当該支給対象者は、「実感」手元に現金5000円お届け事業受取方法変更依頼書兼口座振込依頼書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(周知等)

第8条 市長は、広報紙、ホームページその他の適切な方法により周知を行うものとする。

(支給通知等)

第9条 市長は、住民基本台帳の登録内容等を確認の上、支給対象者に対し支給通知書を送付する。

2 DV避難者として給付金の支給を希望する者は、「実感」手元に現金5000円お届け事業DV等被害申出受理確認書（様式第2号）に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく保護命令決定書の謄本又は婦人相談所等公的機関が発行する証明書等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がDV避難者としてあらかじめ確認済みの者は、この限りでない。

3 市長は、前項の申出の内容を審査し、適当と認めた場合は、当該DV避難者に対し、第7条の規定により給付金を支給するものとする。

（代理受領）

第10条 支給対象者が法定代理人等を有する場合は、当該代理人が受領することができる。

（受領しない場合等の取扱い）

第11条 市長が第8条及び第9条第1項の規定による周知及び通知を行ったにもかかわらず、市長が別に定める期限までに第6条第1項に規定する贈与契約が成立しない場合、当該支給対象者が給付金の受領を辞退したものとみなす。

2 市長が第7条第3号の規定による口座振込を決定した場合であって、支給対象者から提出された口座振込関係書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該書類の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、第6条の契約が取り消されたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金を受け取った者に対しては、当該給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

「実感」手元に現金 5000 円お届け事業
受取方法変更依頼書 兼 口座振込依頼書

桑名市長 様

桑名市
受付印

事情により受取方法の変更を依頼します。

1 届出者（世帯主）

住所	電話番号		
氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	

次の事項に同意のうえ、届出します。

同意事項：届出書の不備による振込不能等の事由により支給が完了せず、かつ、令和8年 月 日までに市から届出者に連絡・確認ができない場合、「実感」手元に現金 5000 円お届け事業にかかる給付金が支給されないことに同意します。

2 振込先指定口座

次の口座に振り込みを依頼します。

振込先金融機関等													
銀行・信連 金庫・農協 信組・漁連												本店・本所 支店・支所 出張所	
金融機関コード						支店コード							
口座 種別	1 普通 2 当座	口座番号 (右詰め)											
口座名義人 ※通帳の表記にあ わせてください。		フリガナ											
		氏名											
ゆうちょ銀行													
通帳見開き左上ま たはキャッシュカ ード記載の記号・ 番号をご記入くだ さい。		記号（6ケタ目がある場合は※欄も記載）						番号					
		1				0	※						
口座名義人 ※通帳の表記にあ わせてください。		フリガナ											
		氏名											
必要書類 → 次の①、②を同封して返送してください。													
① 通帳等の写し（金融機関名、種別、口座番号、口座名義が確認できるもの）													
② 本人確認書類の写し（本人確認書類・・・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、年金手帳、在留カード等 公的機関の発行する証明書の写し、いずれか一つ）													

「実感」手元に現金 5000 円お届け事業 DV 等被害申出受理確認書

(フリガナ) 氏名 (※1)		男・女
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日
連絡先等	電話番号	— —
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日
対応機関 機関名及び代表者氏名 (※3) 所在地、電話番号 受付日 令和 年 月 日		
【対応機関記載欄】(※4)		

上記の者は、配偶者やその他親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難し、親族と生計を別に行っていることを申し出たことを確認する。

なお、本確認書の用途は、「実感」手元に現金 5000 円お届け事業に関する配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申請、訴訟等に使用することはできない。

- ※1 配偶者やその他親族からの暴力等の被害を申し出た者の氏名を記入すること。
- ※2 配偶者やその他親族からの暴力等の被害を申し出た者のほかに、世帯を同一にする同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※3 対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等）が相談を受け付けた場合に記入すること。代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること（市町村等の長である必要はない。）。
- ※4 対応機関記載欄には、住民票のある世帯の親族とは生計を別に行っていることがわかる状況のほか、必要に応じ、整理番号や本人確認を行った旨などを記載すること。

(その他)

- 1 確認書の太枠内は配偶者やその他親族からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。
- 2 この確認書は、「実感」手元に現金 5000 円お届け事業の支給対象者の管理を行うため、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることを申し出た者に対して、申出を受けた市町村等が発行するものであり、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることの申出がなされ、それを受理することが適当と判断されたことを確認するものである。
- 3 市町村の生活支援給付金担当においては、確認書に記載されている相談機関等や確認書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者等（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。
- 4 民間支援団体においては、「機関名」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみ記載で差し支えないが、団体印又は代表者の印（個人印しかない場合は個人印でも差し支えない）を押すこと。「所在地」については、秘匿できることとし、「電話番号」は連絡がつく番号を記載すること。
 - ① 連携している地方公共団体名（配偶者やその他親族からの暴力等と関係が深いところ）と連携の態様（婦人保護事業委託団体、地域 DV 協議会参加団体、補助金等交付団体）
 - ② 本確認書記載者に対する支援の概要
- 5 民間支援団体については、本事務を担当する地方公共団体からの問合せがなされることがあることから、令和 8 年 12 月末まで、個人情報の管理に十分留意しつつ、本確認書の写しを保管しておくこと。